

# (医) 大和会 介護老人保健施設ミドルホーム富岡訪問リハビリテーション運営規程

- 第1章 総則
- 第2章 定員及び従業者
- 第3章 サービスの内容及び費用の額
- 第4章 運営に関する事項
- 第5章 雑則

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この規程は、医療法人大和会が開設する介護老人保健施設ミドルホーム富岡（以下「ミドルホーム富岡」という。）における次に掲げる事業の運営に関し、重要な事項を定めるものとする。

- 一 指定訪問リハビリテーション事業（以下「訪問リハビリ」という。）
- 二 指定介護予防訪問リハビリテーション事業（以下「介護予防訪問リハビリ」という。）

### (事業の目的)

第2条 訪問リハビリは、要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

2 介護予防訪問リハビリは、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とする。

### (運営の方針)

第3条 ミドルホーム富岡は、ミドルホーム富岡訪問リハビリを利用する者（以下「利用者」という。）の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立って訪問リハビリサービス（介護予防訪問リハビリ含む）（以下「サービス」という。）を提供する。

2 ミドルホーム富岡訪問リハビリは、利用者の居宅生活を支えるようにサービスを提供するものとする。

3 ミドルホーム富岡訪問リハビリは、市町村、地域包括支援センター、介護保険施設、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携を図るものとする。

### (説明及び同意)

第4条 ミドルホーム富岡訪問リハビリの従業者は、サービス提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、

利用者及びその家族に対し、必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明をし、同意を得るものとする。

(秘密の保持)

第5条 ミドルホーム富岡訪問リハビリの従業者又は従業者であった者は、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。

## 第2章 従業者

(従業者の職種、員数及びその内容)

第6条 ミドルホーム富岡訪問リハビリに係る従業者の職種、員数及びその内容は、別表第1のとおりとする。

## 第3章 サービスの内容及び費用の額

(サービスの基本的提供方針)

第8条 ミドルホーム富岡訪問リハビリにおけるサービスは、要介護・要支援状態の軽減または悪化の防止に資するよう行うものとする。

2 ミドルホーム富岡訪問リハビリは、自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るようとするものとする。

(サービスの具体的提供方針)

第9条 サービスの提供に当たっては、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。

2 サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項に対し、適切なサービスを提供する。

3 サービス提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

4 サービス提供に当たっては、訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、記録を作成するとともに、医師に報告する。

(サービスの内容)

第10条 ミドルホーム富岡訪問リハビリが提供するサービスの内容は以下の通りである。

### 一 廃用症候群の予防と改善

離床推進、外出支援、活動性を向上させるための趣味活動、関節可動域運動、筋力維持強化運動、自宅でできる自主運動の提案・指導等

### 二 基本動作能力の維持・向上

利用者の実際の生活の場における、寝返り、起き上がり、立ち上がり、座位、起立・立位、歩行の動作指導や訓練等

### 三 ADL（日常生活動作）能力の維持・向上

利用者の実際の生活の場における、食事、排泄、移動、更衣、整容、コミュニケーション等の動作指導や訓練等

### 四 IADL（手段的日常生活動作）能力の維持・向上

利用者の実際の生活の場における、炊事、掃除、洗濯、買い物、外出動作等の動作指導や訓練等

### 五 対人・社会交流の維持・拡大

閉じこもりの防止、外出機会の増加等

### 六 介護負担の軽減

ご家族様への介護・介助方法の指導助言や検討、実技指導等

### 七 訪問介護事業所への自立支援技術の指導

訪問介護に従事するスタッフに対するリハビリテーションの観点からの技術指導

### 八 福祉用具利用・住宅改修に関する指導

自立支援の専門的立場からの、福祉機器や福祉用具、補装具、住宅改修などの相談及び提案や適合評価、使用練習、動作練習等

（利用料及びその他の費用の額）

第11条 利用料がミドルホーム富岡訪問リハビリからサービスの提供を受けた場合の利用料は、介護報酬告示上の額とし、サービスが法定代理受領サービスであるときは、市区町村から交付される介護保険負担割合証に記された割合を額とする。

2 ミドルホーム富岡訪問リハビリは、前項に定める額のほか、次の各号に定める費用につき別表第2に額を掲げ、かつ、当該費用に関し利用者及び家族の同意を得たときは、利用者から当該費用の額の支払を受けることができる。

#### 一 訪問リハビリテーション

（1） 利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅においてサービスを提供した場合は、それに要した交通費

（2） その他、当該利用者が負担することが適当と認められるもの

#### 二 介護予防訪問リハビリテーション

（1） 利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅においてサービスを提供した場合は、それに要した交通費

（2） その他、当該利用者が負担することが適当と認められるもの

3 前項の費用の額を変更した場合は、当該変更した額について新たに利用者及び家族の同意を得なければならない。

## 第4章 運営に関する事項

（営業日及び営業時間）

第12条 ミドルホーム富岡訪問リハビリの営業日並びに営業時間は、次のとおり定める。

一 営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。

二 営業時間 原則として、月曜日から土曜日の午前9時から午後5時までとする。

(通常の事業の実施地域)

第13条 ミドルホーム富岡訪問リハビリの通常の事業の実施地域は、富岡市、甘楽町、下仁田町、南牧村、安中市とする。ただし、利用者の選定により、当該地域を超えてサービスを提供することを妨げるものではない。

(要望及び苦情処理)

第14条 ミドルホーム富岡訪問リハビリは、提供したサービスに関し利用者又は家族から要望及び苦情があったときは、管理者の責任において迅速かつ適切に対応し、その対応策を要望及び苦情を申し出た者に説明する。

2 要望及び苦情の相談受付の窓口を常設（受付担当者を配置）し、受け付けた要望及び苦情はミドルホーム富岡で定める苦情処理を行うための処理体制・手順に則って適切に処理する。

3 利用者または家族の要望及び苦情を受け付けるため、玄関に「ご意見箱」を設置する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第15条 ミドルホーム富岡訪問リハビリは、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。

二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制を整備する。

三 管理者を安全対策責任者とする。

四 従業者に対する安全対策研修を定期的に行う。

2 ミドルホーム富岡訪問リハビリは、利用者に対するサービスの提供について事故が発生した場合は、直ちに指針に基づいて必要適切な措置を採るとともに、利用者の家族、市町村、担当居宅介護支援事業所等に連絡をする。

3 ミドルホーム富岡訪問リハビリは、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録し、5年間保管する。

4 ミドルホーム富岡訪問リハビリは、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(衛生管理等)

第16条 ミドルホーム富岡訪問リハビリは、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

2 ミドルホーム富岡訪問リハビリは、従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染から守るため、必要な衛生備品を備えるなどの対策を講じるものとする。

(身体拘束の禁止)

第17条 ミドルホーム富岡訪問リハビリは、利用者に対するサービスの提供に当たって、当該利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとする。

(虐待防止に関する事項)

第18条 ミドルホーム富岡訪問リハビリは、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- 二 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- 三 その他虐待防止のために必要な措置

2 ミドルホーム富岡訪問リハビリは、サービスの提供中に、従業者等又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

## 第5章 雑則

(委任)

第19条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、医療法人大和会の同意を得て、管理者が別に定める。

## 附 則

この規程は、平成26年8月1日から施行する。

この規程は、平成26年11月1日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

この規定は、令和2年6月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（運営規定第7条事項）

介護老人保健施設ミドルホーム富岡訪問リハビリテーション  
に係る従業者の職種等

令和6年4月1日現在

職 種	勤務の内容	員 数
管理者 (施設長・医師)	従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。	1名
医師	利用者の診療及び診療に基づく訪問リハビリテーションの指示を行う。	3名 (1名は管理者兼務) (2名は施設非常勤医師)
作業療法士 理学療法士	医師の指示に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて訪問リハビリテーション計画を作成し、計画に従って、利用者の居宅において適切な各種リハビリテーションサービスを提供する。	4名 (内2名は非常勤)